

別表六の二(十九)

「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	法人名	()
-------------	-------------	--------	-----	-----

各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	20	円
	調整前連結税額(23)			各 経 営 改 善 設 備 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	21	
法 人 分 の 合 計	取得価額(別表六の二(一))			「27」欄 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の4第2項」 ② 「区分番号」欄：「10431」 ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額		
	税額控(3)					
	法人税額基準額(24) × $\frac{(1)}{(21)}$	5				
	個別帰属額基準額(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「8」)	6		当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	25	
	法人税額基準額((5)と(6)のうち少ない金額)	7		調整前連結税額超過構成額(別表六の二(三)「7の⑩」)	26	
	当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8		当期税額控除額の合計額(25) - (26)	27	
	調整前連結税額超過構成額(26) × $\frac{(6)}{(7)}$	9		総調整前連結税額基準額(23) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「25」)	28	
	当期税額(8)			総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28) - (25))) - (別表六の二(十一)「32」) - (別表六の二(二十)「26」)	29	
	繰越税額控(3)			繰越 連 結 ・ ・ ・ ・	30	
法 人 分 の 合 計	調整前連結税額(29) × $\frac{(1)}{(22)}$	12		「36」欄 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の4第3項」 ② 「区分番号」欄：「10432」 ③ 「適用額」欄：「36」欄の金額		
	個別帰属額基準額(2) × $\frac{20}{100}$ - (別表六の二(十一)「8」)	13				
	個別帰属額基準額の残額((13)又は((13) - (8))) - (別表六の二(十一)「16」) - (別表六の二(二十)「9」)	14				
	法人税額基準額((12)と(14)のうち少ない金額)	15				
	当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	16				
法 人 分 の 合 計	調整前連結税額超過構成額(33) × $\frac{(39の①)}{(30)}$ + (34) × $\frac{(39の②)}{(31)}$	17		前期繰越税額又は当期税額控除限度額	38	円
	当期繰越税額控除額(16) - (17)	18		当期控除可能額	39	円
	法人税額の特別控除額の個別帰属額(10) + (18)	19		翌期繰越額(38) - (39)	40	外 円
	各 限 連 結 法 人 分 の 合 計			計		(16)
			当期分	(4)	(8)	外
			合計			

別表六の二十九 令三・四・一以後終了連結事業年度分